

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期間）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
5	感染性廃棄物処 理	陸上自衛隊千僧駐 屯地	8.4.1 ～ 9.3.31	8.3.6	8.3.16 13時	8.3.16 13時		単価

- 4 産業廃棄物法に基づく契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒664-0014

住所 兵庫県伊丹市広畑1-1

契約機関名（担当） 第352会計隊（担当：谷口）

電話番号：072-781-0021（内線3346）

F A X：072-779-6700

市価調査書

No.040011

分任契約担当官 陸上自衛隊千僧駐屯地
第352会計隊長 大山 堅郎 殿

お問合せの際は
072-781-0021(内線3346)
担当 谷口までお願いします。

※契約金額については見積金額に10%に相当する額を加算
(円位未満切捨て)した金額とします。

令和 年 月 日

¥ 単価 (消費税を含まない) 住 所

履行期間: 令和8年4月1日~令和9年3月31日

履行場所: 陸上自衛隊千僧駐屯地

期 限: 令和8年3月13日 15時

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び電話番号を記入

市場価格調査は、その製品等の市場における一般的な価格を算定
する為に実施しています。従って、通常は入札(見積)価格より
高額になります。

内訳(外税)

	品 名	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額	備 考
1	感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	LI	800			
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※価格算定の内訳が確認
できる資料を添付して
ください。(収集・処分の
価格内訳を記載)

見積書

分任契約担当官 陸上自衛隊千僧駐屯地
第352会計隊長 大山 堅郎 殿

お問合せの際は
072-781-0021(内線3346)
担当 谷口までお願いします。

※契約金額については見積金額に10%に相当する額を加算
(円位未満切捨て)した金額とします。

¥ 単価 (消費税を含まない)

住 所

商号又は名称

履行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

代表者氏名

履行場所：陸上自衛隊千僧駐屯地

担当者氏名

期 限：令和8年3月16日 13時

担当者電話番号

契約保証金：免 除

※押印を省略する場合は、担当者氏名及び電話番号を記入

下記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

内訳 (外税)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
1 感染性廃棄物処理	仕様書のとおり	LI	800			
2	以下余白					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

※価格算定の内訳が確認できる資料を添付してください。(収集・処分の価格内訳を記載)

調達要求番号：6RL81CS0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
感染性廃棄物処理		SH-U000001	
		防衛大臣承認	
		作 成	令和8年 2月 26日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	千僧駐屯地業務隊衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、千僧駐屯地において実施する廃棄物処理（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
産 業 廃 棄 物	汚泥	特別管理産廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	工作物の新築改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	

表 1—種類（続き）

産業廃棄物の種類		性状・具体例等
特別管理	廃油	廃油のうち、揮発油類、灯油類、軽油類
	廃酸	廃酸のうち、pH 2.0 以下のもの
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH 12.5 以上のもの
	感染性産業廃棄物	病院、診療所などにおいて生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、などであるもの。
産業廃棄物	特定有害産業廃棄物 廃油	廃油のうち、トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの。
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	汚泥、廃酸、廃アルカリのうち、水銀・カドミウム・鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物・シアトン・トリクロロエチレン等の基準値を超えて含むもの。
	廃ポリ塩化ビニフェル等	廃ポリ塩化ビニフェル及びポリ塩化ビニフェルを含む廃油
	ポリ塩化ビニフェル汚染物	産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビニフェルが塗布、付着、染み込み又は封入されたもの。
注記 細部については調達要領指定書によって指示するものとする。		

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物、数量、期間、場所などの一般的要求事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 処理の区分

処理の区分は、“運搬及び処分”とする。

2.3 処理基準

処理基準は、次によるほか、契約の相手方は、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び関係法令を遵守し、厳正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，“管理票”という。）の処置は，法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか，契約の相手方は本役務終了後，検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，管理票（B2・D・E票）とし，産業廃棄物の段階ごとの処理終了後，速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

4.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材，機器及び消耗品は，調達要領指定書によって指定するものを除き，契約の相手方が準備するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は，安全管理に注意するとともに，必要な場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 R L 8 1 C S 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 5 日
	作 成 部 課	千 僧 駐 屯 地 業 務 隊 衛 生 科
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 2 月 2 5 日
品 名	感 染 性 廃 棄 物 処 理	
仕 様 書 番 号	S H - U 0 0 0 0 0 2	

指定事項：次のとおりとする。

1 対象産業廃棄物・数量

(単位：L)

感染性廃棄物（注射針等）	予定数量 800／年
--------------	------------

2 実施場所

兵庫県伊丹市広畑1-1 陸上自衛隊千僧駐屯地医務室

3 実施期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和9年3月31日（水）

4 提出書類

- (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（契約後速やかに）
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業許可証（契約後速やかに）
- (3) マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）（処分完了後速やかに）
- (4) その他、官側が指示するもの

5 検 査

本役務は、マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）の提出をもって検査、完了とする。

6 その他

- (1) 請負業者は契約開始時に、官側に専用容器（20L基準）を15個搬入するものとする。
- (2) 請負業者は専用容器（20L基準）用のスタンドを官側に3個貸与し、契約終了時に返却を受けるものとする。